



日本外傷学会ニュースレター

October 2026 No.39

CONTENTS

第41回日本外傷学会総会・学術集会(第2次会告)	1
日本外傷学会第19回(2026年度)専門医新規審査および申請手続きについて	2
日本外傷学会第14回(2026年度)専門医更新審査および申請手続きについて	5
日本外傷学会専門医制度規則・施行細則	7
議事録	14
各種お知らせ(論文を投稿される方へ / 事務局からのお知らせ)	28
日本外傷学会 入会のご案内	30

第41回日本外傷学会総会・学術集会（第2次会告）

第41回日本外傷学会総会・学術集会

会長 渡部 広明

（島根大学医学部附属病院高度外傷センター（Acute Care Surgery 講座））

会 期 : 2027年 5 月27日（木）～28日（金）

会 場 : ビッグハート出雲
（〒693-0008 島根県出雲市駅南町1-5）
パルメイトホール
（〒693-0001 島根県出雲市今市町2065 パルメイト出雲 4 F）

テーマ : 「外傷診療の未来をつくる」 Shaping the Future of Trauma Care

予定プログラム : 1) 特別講演
2) 教育講演
3) シンポジウム
4) パネルディスカッション
5) ワークショップ
6) 若手医師・学生セッション（公募演題）
7) 他学会合同セッション（指定演題）
8) 委員会企画セッション（指定演題）
9) KST シンポジウム（指定演題）
10) 一般演題（公募演題）

上記プログラム以外にも、各種セミナーを予定しています。
講演内容が決まり次第、随時ホームページにてお知らせいたします。

宿泊について : 開催地である出雲市内および近隣エリアでは、会期中の宿泊予約が混み合う可能性がございます。

演題をご応募予定の方ならびにご参加を検討されている皆さまにおかれましては、ご希望の宿泊施設を確保いただくためにも、お早めに宿泊の手配をご検討くださいますようお願い申し上げます。

ホームページ : <https://shun-convention.jp/jast2027/>

運営事務局 : 株式会社春恒社コンベンション事業部内
〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル 9 F
TEL : 03-3204-0401
E-Mail : jast2027@shunkosha.com

2026年10月20日

日本外傷学会第19回（2026年度）専門医新規審査 および申請手続きについて

一般社団法人日本外傷学会

代表理事 渡部 広明

専門医制度委員会委員長 船曳 知弘

専門医認定委員会委員長 伊澤 祥光

一般社団法人日本外傷学会専門医制度規則および同施行細則にもとづき、第19回（2026年度）外傷専門医新規審査を下記の要領で実施いたします。

なお、海外での経験症例については、新専門医制度に合わせて検討する必要があるため、今回も認められません。

1. 専門医認定審査申請者の資格

専門医認定申請者の資格として、下記の各項を満たすこととする。

「専門医制度規則」第3章 専門医申請資格

第6条 専門医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべてそなえていなければならない。

- 1) 日本国の医師免許を有すること
- 2) 申請時において5年以上引き続いて日本外傷学会の会員であること
(2021年12月10日以前に入会していること)
- 3) 卒後初期臨床研修終了後5年（通算7年）以上の臨床経験を有すること
- 4) 日本外傷学会が認定する専門医研修施設またはこれに準じる外傷診療施設において必要な外傷診療を行い、必要な経験と学識技術とを修得していると認められること
- 5) 十分な学術活動を行っていること

また、年会費を2年以上滞納している場合は申請を認めません。

「専門医制度施行細則」第4章 専門医の認定

第12条 専門医の認定を申請する者は、日本外傷学会専門医制度規則第3章第6条の資格を備えるとともに、次の各項を満たしていなければならない。

- 1) 以下に定めるいずれかの学会専門医であること
日本医学放射線学会 日本救急医学会 日本形成外科学会 日本外科学会
日本整形外科学会 日本脳神経外科学会 日本麻酔科学会（50音順）
- 2) 本細則第7章で定める、日本外傷学会が認定する専門医研修施設、またはこれに準じる外傷診療施設での研修条件、および学術活動・災害訓練を満たしていること

(1) 研修期間

原則として、学会が認定した外傷専門医研修施設で専門医の指導のもとに5年以上の勤務を有すること。また、外傷専門医研修施設以外でも本細則第4章第12条1)に掲げる専門医の研修施設、あるいは本細則第10章第24条3)に掲げる救済措置を受けている施設で十分な外傷診療の経験があれば、これを研修期間と認めることがある。ただし、全ての研修期間が外傷専門医研修施設以外での研修であることは認めず、最低1年間は外傷専門医研修施設での研修期間を有することを必須とする。

(2) 研修内容

- ① ISS16以上の症例を診療担当医として60症例以上経験していること
- ② JATEC, JETEC, AIS コーディングセミナー (AIS2005update2008準処) を全て修了していること

(3) 学術活動

学術活動に関して以下の事項をいずれも満たすこと

- ①学術論文：外傷を主題とする内容で、査読により採用された論文が2編以上あること（熱傷を主題とする論文を除く）。少なくとも1編は筆頭論文であること。論文発表の業績は発刊日で判定する（早期公開は含まない）。論文または雑誌の適否は専門医認定委員会で厳正に審査する。
- ②学会発表：外傷を主題とする内容（熱傷を主題とする発表を除く）で、過去5年間（2021年12月11日から2026年12月10日までの期間を対象とする）に筆頭者として3題以上あること。なお、そのうち1題以上は日本外傷学会において発表したものとする。

(4) 災害医療活動

災害活動の実績を証明するもの、あるいは、公的な災害訓練・研修コースの開催や参加経験のあること。地域や1施設内などのローカル・ルールに基づいたものはこれと認めない。

2. 専門医認定期間

専門医の有効期間は交付後5年です（日本外傷学会専門医制度規則第5章13条）。

3. 専門医認定申請について

申請を希望する者は、入会年月日等の入会資格を学会事務局にメールで確認のうえ、当会ホームページ（<https://www.jast-hp.org/>）に掲載されています申請書をご使用ください。

- 1) 申請書類：当会ホームページ（<https://www.jast-hp.org/>）からダウンロードし、その他必要書類とともに提出してください。
- 2) 認定審査料：20,000円（施行細則第12章第29条）
- 3) 審査料振込：審査料の振込は、郵便局備え付けの用紙を使用して、通信欄に「第19回（2026年度）外傷学会専門医認定審査料」と記載し、下記郵便振替口座にお振り込みください。
振込先口座名義：一般社団法人 日本外傷学会
振込先口座番号：00160－8－412578
- 4) 提出書類：電子媒体での提出をお願いします。ご自分のお名前を記載したフォルダを作成し、そのフォルダに（1）（2）全ての書類を格納したうえで、学会指定のURLに提出してください（形式：PDF）。
 - （1）申請書類一式（施行細則第5章第14条）
 - （2）審査料振込用紙控えのコピー

4. 審査内容について

- 1) 書類審査
- 2) 筆記試験 ※ 書類審査を通過した申請者に対して行います。

5. 認定審査料、認定登録料

専門医認定審査料は20,000円、登録料は30,000円です。

（日本外傷学会専門医制度細則第12章29, 31条）

なお、既納の審査料および認定登録料は返却致しません。

(日本外傷学会専門医制度細則第12章30, 32条)

6. 申請書類提出期間

2026年11月1日(日)～2026年12月10日(木)

締切日を過ぎて提出された申請書類は一切受理せず返却いたします。

7. 試験日

2027年2月28日(日)品川付近予定

※ 書類審査終了後、審査通過者に通知いたします。

8. 2026年度第19回申請資格者（規則第3章第6条2項）

2021年12月10日までに入会したものといたします。

9. 審査および審査結果

提出された書類をもとに審査し、理事会の議を経て判定し、合格者には外傷専門医認定証を発行いたします。なお、審査や審査結果に関する問い合わせは一切受け付けません。

専門医認定証発行予定日：2027年4月1日

2026年10月20日

日本外傷学会第14回（2026年度）専門医更新審査 および申請手続きについて

一般社団法人日本外傷学会

代表理事 渡部 広明

専門医制度委員会委員長 船曳 知弘

専門医認定委員会委員長 伊澤 祥光

一般社団法人日本外傷学会専門医制度規則および同施行細則にもとづき、第14回（2026年度）外傷専門医更新審査を下記の要領で実施いたします。

1. 外傷専門医更新申請が必要な方

本年度専門医資格更新審査申請が必要な方（有効期限が2027年3月31日までの方）、およびそれ以前の取得者で保留、猶予、あるいは留保扱いとなっている方です。更新該当者へは12月中に事務局より、払込用紙とともに郵送でお知らせいたします。

なお、詳細は日本外傷学会専門医制度規則ならびに同施行細則をご確認ください。

2. 専門医更新申請に必要な点数算定

2022年1月1日から2026年12月31日までの5年間の診療実績、業績について申請様式に従って記入し、ご提出ください。論文発表の業績は発刊日で判定いたします。早期公開は含まれません。

学術実績と外傷領域講習実績を、それぞれの配点に従って点数化し、5年間で最低120点の単位を提出してください。ただし、日本外傷学会への参加2回と、外傷を主題とする論文1編（筆頭、共同は問わない）が必須となります（ただし、熱傷を主題とする学会発表・論文は除く）。また120点を超えていれば、対象期間内のすべての点数を申告する必要はありません。

3. 申請手続き方法

- 1) 学会事務局より、更新対象者には12月中に更新案内と審査料振込用紙を送付いたします。
- 2) 更新申請書は、当会ホームページ（<https://www.jast-hp.org/>）に掲載しますが、郵送はいたしません。ホームページからダウンロードして使用してください。
- 3) 提出書類：電子媒体での提出をお願いします。ご自分のお名前を記載したフォルダを作成し、そのフォルダに（1）（2）全ての書類を格納したうえで、学会指定のURLに提出してください（形式：PDF）。
 - （1）申請書類一式（施行細則第6章第15条）
 - （2）審査料振込用紙控えのコピー

4. 更新審査料、更新登録料

専門医更新審査料は10,000円、登録料は30,000円です。

（日本外傷学会専門医制度細則第12章29、31条）

なお、既納の審査料および認定登録料は返却いたしません。

（日本外傷学会専門医制度細則第12章30、32条）

更新案内に同封してある郵便振替用紙にてお振込ください。

5. 更新申請に必要な手続き

- 1) 申請書類：当会ホームページ (<https://www.jast-hp.org/>) からダウンロードし、その他の必要書類と共に提出してください。
- 2) 更新審査料：10,000円
- 3) 審査料振込：更新審査料として10,000円を更新案内に同封の郵便振替用紙にてお振込ください。
振込先口座名義：一般社団法人 日本外傷学会
振込先口座番号：00160－8－412578
- 4) 提出書類：電子媒体での提出をお願いします。ご自分のお名前を記載したフォルダを作成し、そのフォルダに（１）～（５）全ての書類を格納したうえで、学会指定の URL に提出してください（形式：PDF）。
 - （１）専門医更新申請書（別に定める）
 - （２）履歴書（別に定める）
 - （３）過去５年間の診療実績表、業績目録
 - （４）学術集会（講演会・セミナー等）出席は参加章（証）（コピー可）等，発表に関してはプログラムや抄録の該当部分のコピー，論文は別刷り（コピー可）等，教育活動は参加や開催を証明するもの（主催者証明，院長証明など）を添付してください。
 - （５）審査料振込用紙控えのコピー

6. 申請書類提出期間

2026年12月22日（火）～2027年1月31日（日）

7. 審査結果

提出された書類をもとに専門医認定委員会で審査し，理事会の議を経て認定し，認定証を発行いたします。なお，審査や審査結果に関する問い合わせは一切受け付けません。

専門医認定証発行予定日：2027年4月1日

一般社団法人日本外傷学会 専門医制度規則および同施行細則

一般社団法人日本外傷学会専門医制度規則

第1章 総則

- 第1条 この制度は、重症外傷等に関する医学の進歩を促し、外傷医療の水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。
- 第2条 この制度に定める専門医とは、重症外傷患者の系統的な初期診療、根本治療ならびに急性期管理を的確に実施し、それらに関する科学的検証を行うことができる者とする。
- 第3条 一般社団法人日本外傷学会（以下日本外傷学会と略記）は、前条の目的を達成するため、この規則により外傷専門医（以下専門医と略記）を認定する。

第2章 専門医制度を運用する機関

- 第4条 日本外傷学会は、専門医制度の運用に当って専門医制度委員会を設置し、その統轄下に研修カリキュラム委員会、資格試験作成委員会、専門医認定委員会、専門医研修施設認定委員会を置く。
- 第5条 これらの委員会は、以下の業務を行う。
- 1) 専門医制度の運用と管理。
 - 2) 専門医資格に係る臨床・学術等の業績の設定、ならびに試験問題の作成。
 - 3) 専門医ならびに外傷専門医研修施設（以下専門医研修施設と略記）に関する、認定審査と更新審査。

第3章 専門医申請資格

- 第6条 専門医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべてそなえていなければならない。
- 1) 日本国の医師免許を有すること
 - 2) 申請時において5年以上引き続いて日本外傷学会の会員であること
 - 3) 卒後初期臨床研修終了後5年（通算7年）以上の臨床経験を有すること
 - 4) 日本外傷学会が認定する専門医研修施設またはこれに準じる外傷診療施設において必要な外傷診療を行い、必要な経験と学識技術とを修得していると認められること
 - 5) 十分な学術活動を行っていること

第4章 専門医の認定

- 第7条 専門医の認定を申請する者は、細則に定める専門医申請書類と認定審査料を専門医認定委員会に提出し、試験を受けなければならない。
- 第8条 専門医認定委員会は、毎年1回、専門医申請者に対して申請書類による審査と試験を行う。
- 第9条 専門医認定委員会は、専門医としての適否を審査し、その結果を代表理事に報告する。
- 第10条 代表理事は、専門医認定委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、その者を専門医として認定・登録し、専門医認定証を交付する。
- 第11条 専門医認定証の交付を受ける者は、別に定める認定登録料を納付しなければならない。
- 第12条 専門医認定証の有効期間は、交付の日より5年とする。ただし、本規則第6章第20条の規定によって、専門医がその資格を喪失した場合、専門医認定証の有効期間は、専門医の資格を喪失した日に終わる。

第5章 専門医の更新

- 第13条 専門医は、専門医資格取得後5年ごとにこれを更新しなければならない。
- 第14条 専門医の更新を申請する者は、細則に定める更新申請書類と更新審査料とを専門医認定委員会に提出しなければならない。
- 第15条 専門医認定委員会は、毎年1回、専門医更新申請者に対して更新審査を行う。
- 第16条 専門医認定委員会は、審査の結果を代表理事に報告する。
- 第17条 代表理事は、専門医認定委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、その者の認定・登録を更新し専門医認定証を交付する。

- 第18条 専門医認定証の交付を受ける者は、別に定める更新登録料を納付しなければならない。
- 第19条 海外留学、病気その他専門医認定委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保し、その期間は次回更新期間から差し引かれる。なお、留保期間中は、専門医資格は有するものとする。

第6章 専門医資格の喪失

- 第20条 専門医は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。
- 1) 日本国の医師免許を喪失・返上したとき、または取り消されたとき。
 - 2) 専門医の資格を辞退したとき、または専門医の認定を取り消されたとき。
 - 3) 日本外傷学会の会員資格を喪失したとき。
 - 4) 専門医の更新をしなかったとき、または更新を認められなかったとき。
- 第21条 専門医の更新審査にて不合格となった者は、その専門医資格を2年間保留とする。その間に、所定の手続により更新審査に合格しない者は、専門医認定委員会および理事会の議決によって認定を喪失する。
- 第22条 専門医としてふさわしくない行為のあったときや、申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、専門医認定委員会および理事会の議決によって認定を取消することができる。ただしこの場合、その専門医に対し弁明の機会が与えられなければならない。

第7章 専門医研修施設

- 第23条 日本外傷学会は、次の各項の条件をそなえ、専門医育成にふさわしい医療施設を専門医研修施設として認定する。
- 1) 外傷診療活動の実績を有していること
 - 2) 外傷診療に関する教育指導体制がとられていること
 - 3) 外傷診療に必要な診療機器などが整備されていること

第8章 専門医研修施設の認定

- 第24条 専門医研修施設の認定を受けようとする施設は、細則に定める申請書類を専門医研修施設認定委員会に提出しなければならない。
- 第25条 専門医研修施設認定委員会は、専門医研修施設として適当と認めた施設を代表理事に報告する。
- 第26条 代表理事は、専門医研修施設認定委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、その施設を専門医研修施設として認定し、専門医研修施設認定証を交付する。
- 第27条 専門医研修施設認定証の有効期間は、その交付より3年とする。

第9章 専門医研修施設の更新

- 第28条 専門医研修施設は、資格取得後3年ごとにこれを更新しなければならない。
- 第29条 専門医研修施設の更新を申請する施設は、細則に定める申請書類を専門医研修施設認定委員会に提出しなければならない。

第10章 専門医研修施設の解除

- 第30条 専門医研修施設は、次の理由により認定が解除される。
- 1) 本規則第7章第23条に該当しなくなったとき
 - 2) 専門医研修施設の認定を辞退したとき
 - 3) 専門医研修施設の更新を行わなかったとき

第11章 附則

- 第31条 この規則は、専門医制度委員会、理事会および社員総会の議決を経なければ変更、もしくは廃止することができない。
- 第32条 この規則を施行するため、別に細則を定める。
- 第33条 この規則は、2019年6月5日から施行する。

一般社団法人日本外傷学会専門医制度施行細則

第1章 運営

- 第1条 一般社団法人日本外傷学会（以下日本外傷学会と略記）専門医制度規則の施行に当り、規則に定めた以外の事項については、施行細則の規定に従うものとする。

第2章 専門医の到達目標

- 第2条 この制度に定める外傷専門医（以下専門医と略記）には、生命を脅かされる外傷患者（特に複数の基本診療領域に関わる患者）の系統的な初期診療、根本治療ならびに急性期管理を的確に実施することができ、それらに関する科学的検証を行えることを求める。

具体的には以下の項目を満たす必要がある。

- 1) 外傷患者の系統的な初期診療を的確に行えること
- 2) 外傷患者の救命に関わる診断法・治療の適応や優先順位の決定を的確に行えること
- 3) 本細則4章12条に定める自らの専門領域の診断・治療に精通していること
- 4) 重症外傷患者の全身管理が的確に行えること
- 5) 事故・災害現場等にて、医療活動を実践できる能力を有すること

第3章 専門医制度委員会

- 第3条 専門医制度委員会の定員は、委員長1名と委員8名以上とする。
- 第4条 委員の任期は、2年とし再任をさまたげないが、連続6年を超えないことを原則とする。
- 第5条 委員長は、代表理事が指名し、委員は委員長が専門医の中から推薦し、それぞれ理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 第6条 委員に欠員を生じたときは、委員長が専門医の中から推薦し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第7条 専門医制度委員会は、委員数の3分の2以上の委員の出席を要し、議決は出席者の過半数によって行う。可否同数の場合は、委員長の決するところによる。文書による意思の表示は出席と認めない。
- 第8条 委員長は、議事録を作成し、これを保管しなければならない。議事録は原則として公開しない。
- 第9条 委員は、業務上入手した会員に関する一切の情報を守秘する義務がある。
- 第10条 専門医制度委員会の事務は、一般社団法人日本外傷学会事務局において行う。
- 第11条 専門医制度の各委員会の委員長は、専門医制度委員の中から専門医制度委員長が指名する。また各委員会の委員は各委員長が推薦し、それぞれ理事会の議を経て代表理事が委嘱する。各委員の数は、委員長の判断で適宜決定する。各委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4章 専門医の認定

- 第12条 専門医の認定を申請する者は、日本外傷学会専門医制度規則第3章第6条の資格を備えるとともに、次の各項を満たしていなければならない。
- 1) 以下に定めるいずれかの学会専門医であること
日本医学放射線学会 日本救急医学会 日本形成外科学会 日本外科学会
日本整形外科学会 日本脳神経外科学会 日本麻酔科学会（50音順）
 - 2) 本細則第7章で定める、日本外傷学会が認定する専門医研修施設、またはこれに準じる外傷診療施設での研修条件、および学術活動・災害訓練を満たしていること
- (1) 研修期間
- 原則として、学会が認定した外傷専門医研修施設で専門医の指導のもとに5年以上の勤務を有すること。また、外傷専門医研修施設以外でも本細則第4章第12条1)に掲げる専門医の研修施設、あるいは本細則第10章第24条3)に掲げる救済措置を受けている施設で十分な外傷診療の経験があれば、これを研修期間と認めることがある。ただし、全ての研修期間が外傷専門医研修施設以外での研修であることは認めず、最低1年間は外傷専門医研修施設での研修期間を有することを必須とする。

(2) 研修内容

- ① ISSI6 以上の症例を診療担当医として60症例以上経験していること
- ② JATEC を修了していること

(3) 学術活動

学術活動に関して以下の事項をいずれも満たすこと

- ①学術論文：外傷を主題とする内容で、査読により採用された筆頭論文が1編以上あること。論文または雑誌の適否は専門医認定委員会で厳正に審査する。
- ②学会発表：外傷を主題とする内容で、筆頭者として3題以上あること。なお、その内1題以上は日本外傷学会において発表したものとする。

(4) 災害医療活動

大規模災害対応の経験、もしくは公的な災害訓練・研修コース（＊）の開催や参加経験のあること。

＊施設内のローカル・ルールに基づいたものはこれと認めない。

第13条 専門医の認定は次の3段階の審査によって行うものとする。

- 1) 専門医資格審査（専門医制度規則第3章第6条に基づく）
- 2) 診療実績および学術活動審査
- 3) 試験

なお、認定申請書類のいずれかに著しい虚偽または不正があった場合、審査結果を不合格とするとともに、その行為が故意あるいは悪質と判断された場合には、同一申請者あるいは同一施設からの新規申請を相当年に渡り認めない措置をとることがある。

第5章 専門医認定申請書類

第14条 専門医の認定を申請する者は、次の各項に定める申請書類の正副本各1通を、別に定める審査料とともに、専門医認定委員会に提出する（それぞれの詳細は別に定める）。

- 1) 専門医申請書
- 2) 履歴書
- 3) 医師免許証（コピー）
- 4) 専門医診療実績表
- 5) 専門医研修施設の研修修了証明書
- 6) 日本外傷学会学術集会の参加を証明するもの
- 7) 学術活動実績表
 - (1) 論文業績
 - (2) 学会発表
- 8) JATEC コース修了証
- 9) 災害活動実績表
- 10) 推薦書

第6章 専門医の更新および申請書類

第15条 専門医の更新を申請する者は、専門医の有効期間満了の年度内に、次の各項に定める申請書類の正副本各1通を別に定める審査料とともに、専門医認定委員会に提出する（それぞれの詳細は別に定める）。

- 1) 専門医更新申請書
- 2) 履歴書
- 3) 過去5年間の業績目録
 - ①診療実績表
 - ②学術業績目録
 - ③外傷領域講習実績

なお、業績目録においては各項目を基準点数化した専門医認定委員会の配点（別に定める）に従い、過去5年間で最低120点の単位を取得していなければならない。ただし、日本外傷学会への参加2回

以上と、外傷を主題とする論文1編以上を必須とする。120点を超えていれば、対象期間内の全ての点数を申告する必要はない。

- 第16条 専門医の更新にあたり、特別の理由により5年間で総得点120点に満たないものは、有効期間満了年の申請期間に、次の各項に定める書類を専門医認定委員会に提出しなければならない(更新猶予申請)。
- 1) 専門医更新猶予申請書(書式自由)
 - 2) 業績回復誓約書
- 第17条 前条による、更新猶予申請に対する審査は、専門医認定委員会および専門医制度委員会で行う。専門医制度委員会は、その結果を代表理事に報告する。
- 第18条 代表理事は、専門医制度委員会の報告に基づき、理事会の議を経て、更新猶予申請に対する判定を行う。
- 第19条 前条により、更新猶予が認められた者は、有効期間満了年以降の2年以内の申請期間に、本細則第6章第15条に定める手続きをとらなければならない。ただし、再認定期間は、5年から保留期間を差し引いた年数である。

第7章 専門医研修施設の認定

- 第20条 専門医研修施設の認定を受けようとする施設は、次条に定める申請資格を有するとともに、本細則第8章第22条に定める申請書類を専門医研修施設認定委員会に提出しなければならない。
- 第21条 専門医研修施設の認定を申請する施設は、次に定めた条件を満たしていること。
- 1) 外傷専門医が1人以上常勤として勤務していること(常勤証明書を要す)
 - 2) 日本外傷データバンクの施設会員であり、AIS3以上の症例を年間50例以上、およびISS16以上の症例を年間25例以上、申請時の前年12月31日まで継続して3年以上登録していること
 - 3) 死亡症例等に対するカンファレンスが行われ、記録が残されていること
 - 4) 救急隊もしくは救急指令室からの電話連絡に対して医師自らが対応するホットラインを設置していること
 - 5) 重症外傷患者を収容する病床及びICUを適当数有すること
 - 6) 救命救急センターと同等またはそれに準ずる医療機器を備えていること

第8章 専門医研修施設認定申請書類

- 第22条 専門医研修施設の認定を申請する施設は、次の各項に定める申請書類全てを含む正副各本1通を、別に定める審査料とともに、専門医研修施設認定委員会に提出しなければならない。
- 1) 専門医研修施設新規認定申請書(別に定める)
 - 2) 申請責任者(外傷専門医)の履歴書(別に定める)
 - 3) 申請責任者の外傷専門医認定証のコピー
 - 4) 申請責任者の常勤証明書
 - 5) 過去3年間の外傷患者数および診療実績表(別に定める)
 - 6) 直近1年間に行われた死亡症例等に関するカンファレンス記録(別に定める)
 - 7) 認定審査料振込明細書のコピー

なお、新規認定申請時に、日本外傷データバンクへの登録内容の不備*が判明し、悪質と判断された場合、警告書が発せられる。特に調査が必要と判断された場合には、日本外傷学会がサイトビジットを行い調査する。

*登録内容の不備とは、申請に必要な登録数の不足、二重登録、登録数は満たしているが必要なデータの欠損、不適切なAIS/ISS記載などを指す。

第9章 専門医研修施設の更新および申請書類

- 第23条 専門医研修施設の更新を申請する施設は、専門医研修施設の有効期間満了の年度内に、次の各項に定める申請書類の正副本各1通を、別に定める審査料とともに、専門医研修施設認定委員会に提出しなければならない。なお、第21条の条件を満たしていなければならない。
- 1) 専門医研修施設更新申請書(別に定める)
 - 2) 申請責任者(外傷専門医)の履歴書(別に定める)

- 3) 申請責任者の外傷専門医認定証のコピー
- 4) 申請責任者の常勤証明書
- 5) 過去3年間の外傷患者数および診療実績表（別に定める）
- 6) 直近1年間に行われた死亡症例等に関するカンファレンス記録（別に定める）
- 7) 更新審査料振込明細書のコピー

なお、更新申請時における日本外傷データベースへの登録内容の不備に対する対処は、第8章第22条と同様である。

第10章 専門医研修施設資格の喪失

第24条 専門医研修施設は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。

- 1) 専門医研修施設の資格を辞退したとき
- 2) 専門医研修施設の更新をしなかったとき
- 3) 専門医研修施設の条件を満たさなくなったとき

ただし、専門医研修施設認定を更新申請する時期に重なって、常勤の外傷専門医が一定期間に限り不在の場合には、救済措置を設ける（別に定める）

専門医研修施設更新申請における救済措置

専門医研修施設認定を更新申請する時期に、常勤の外傷専門医が一定期間に限り不在の場合、次に定めた条件を満たせば専門医研修施設資格の喪失を回避できる

1. 外傷専門医の異動等により施設に常勤の外傷専門医が不在となった以外は申請資格を満たし、更新審査書類（外傷専門医履歴書と外傷専門医認定証のコピー及び常勤証明書を除く）を申請期限内に提出していること
2. 更新時以後3年間を限度とし、外傷専門医が常勤として勤務する体制に復すること（その間、更新の認定証は専門医研修施設認定委員会預かりとする）
3. 外傷専門医の常勤化後、速やかに外傷専門医履歴書と外傷専門医認定証のコピー及び常勤証明書を専門医研修施設認定委員会に提出すること

第25条 専門医研修施設としてふさわしくない行為のあったときや、申請書類に虚偽の記載があることが判明したときは、専門医研修施設認定委員会、専門医制度委員会および理事会の議決によって認定を取消することができる。ただし、この場合その専門医研修施設に対し弁明の機会が与えられなければならない。

第11章 専門医および専門医研修施設の申請

第26条 専門医の新規認定申請の手続きは、本細則第4章第13条に従い、次の通りとする。なお、専門医制度委員会は、専門医および専門医研修施設の審査に関する実施要項を機関誌、ホームページ等に公示する。

第27条 申請先および審査料送付先

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-12 新宿ラムダックスビル
株式会社春恒社 学会事業部内
一般社団法人 日本外傷学会 事務局

第28条 すべての審査は、毎年その年度内に完了しなければならない。

第12章 専門医審査料および登録料

第29条 審査料は次の如くである。

認定審査料 20,000 円
更新審査料 10,000 円

第30条 既納の審査料は、返却しない。

第31条 専門医認定証の交付を受ける者は、登録料を納付しなければならない。

登録料は次の如くである。

認定登録料 30,000 円
更新登録料 30,000 円

第32条 既納の登録料は、返却しない。

第13章 専門医研修施設審査料および登録料

第33条 審査料は次の如くである。

認定審査料 20,000 円

更新審査料 20,000 円

第34条 既納の審査料は、返却しない。

第35条 専門医研修施設認定証の交付を受ける施設は、登録料を納付しなければならない。

登録料は次の如くである。

認定登録料 40,000 円

更新登録料 40,000 円

第36条 既納の登録料は、返却しない。

第14章 附則

第37条 この細則は、2022年9月27日より施行する。

第38条 この細則は、専門医制度委員会の議決を経て、理事会の承認を得なければ変更できない。

第39条 この細則の実施に関して生ずる疑義については、専門医認定委員会で審議し決定するものとする。

一般社団法人日本外傷学会2025年度第4回定例理事会議事録

日 時：2026年3月17日（火）12：30-15：30

会 場：WEB 会議（Zoom による WEB 会議）＋春恒社会議室

出席理事：井上 潤一，井上 貴昭，井口 浩一，原 義明，船曳 知弘，水島 靖明，森下 幸治，
横堀 将司，渡部 広明
欠席理事：加地 正人，溝端 康光
出席監事：金子 直之，森村 尚登

1. 2025年度第3回理事会議事録(案)の確認

渡部広明代表理事より修正事項があれば後ほど申し出るよう要請があった。特に指摘はなく，そのまま承認された。

2. 会務報告

水島靖明庶務担当理事より，2026年2月28日現在での会員状況が報告された。新入会者計50名の入会・申出退会10名の退会であった。

年会費が3年間未納の長期滞納者の一覧が報告され，理事監事より年会費納入のお声掛けを依頼された。

女性会員の増加について議論され，多職種の入会を増やす施策を会員制度検討委員会で審議することになった。

3.

4. 2025年度事業報告案

水島靖明庶務担当理事より，2025年度事業報告として，会員異動状況・理事会・社員総会・総会・委員会等の会議開催等の報告がなされ，承認された。

5. 2025年度決算見込み審議

水島靖明庶務担当理事より，2025年度収支決算について報告された。ホームページ改修費用がe医学会に代わるシステムを新設しなかったことや外傷診療施設機能評価制度サイトビジット費などが報告された。

6. JATEC 第7版作成について

JATEC 第7版の2028年発刊に向けて「JATEC 改訂委員会」の立ち上げが承認され，井上貴昭理事が担当理事に就任することが承認された。

7. 各種委員会報告および活動計画

1) 評議員選出委員会

報告事項は特になし。

2) 会則委員会

報告事項は特になし。

3) 編集委員会

渡部広明代表理事より，2026年投稿論文数・現況や第40巻1～4号掲載予定数，採択状況等について報告された。

4) 用語委員会

報告事項は特になし。

5) トラウマレジストリー検討委員会

報告事項は特になし。

6) 外傷診療施設評価委員会

渡部広明委員長より，2025年度外傷診療施設機能評価制度審査結果を報告された。新規5施設，再審査11施設からの申請があり，SSS 認定1施設，S 認定13施設の認定が承認された。

JTDBの質に大きな課題が生じることから，トラウマレジストリー検討委員会に共有して対策を協議することを報告された。

7) 外傷研修コース開発委員会

横堀将司委員長より，2024年度活動として，以下のJETEC コースの開催と2025年度活動予定が報告された。

【2025年度活動】

第25回 日時：2025年6月22日(日)9：00～17：30

会場：国際医療研究センター

受講者数：24名

第26回 日時：2025年9月14日(日)9：00～17：30

会場：大阪警察病院

受講者数：24名

第27回 日時：2025年12月21日(日)9：00～17：30

会場：大阪警察病院

受講者数：24名

第28回 日時：2026年3月29日(日)9：00～17：30

会場：国立国際医療研究センター

受講者数：24名予定

【2026年度活動】

第29回 日時：2026年6月21日(日)9：00～17：30

会場：日本医科大学 橘桜会館

第30回 日時：2026年9月27日(日)9：00～17：30

会場：大阪けいさつ病院

第31回 日時：2026年12月13日(日)9：00～17：30

会場：日本医科大学 橘桜会館

第32回 日時：2027年3月7日(日)9：00～17：30

会場：大阪けいさつ病院

8) 臓器損傷分類委員会

金子直之担当理事より，臓器損傷分類と膀胱損傷分類が2026年中に発刊する予定と報告された。

第40回日本外傷学会総会にて委員会企画で発表することを報告された。

9) 倫理委員会

報告事項は特になし。

10) 利益相反管理委員会

報告事項は特になし。

11) 多施設臨床研究委員会

報告事項は特になし。

12) 専門医制度委員会

船曳知弘委員長より、新専門医・指導医制度についてタイムラインを報告された。

12-1) 研修カリキュラム委員会

井上潤一委員長より、新専門医・指導医に関する新カリキュラムの方向性を報告された。救急専門医からの申請者増加を目指すことを報告された。

12-2) 専門医認定委員会

金子直之担当理事より、第18回専門医新規認定結果、第13回専門医更新認定審査結果について報告された。

専門医認定審査（新規）に15名の申請があり、13名が合格されたと報告され、承認された。また、専門医認定審査（更新）に47名の申請があり、40名が合格、2名が猶予、5名が保留されたと報告され、承認された。

12-3) 資格試験作成委員会

渡部広明担当理事より、過去の良問をホームページに公開したと報告された。冊子の発刊も検討することを報告された。

12-4) 専門医研修施設認定委員会

報告事項は特になし。

13) 保険委員会

井口浩一委員長より、令和8年診療報酬改定の結果が報告された。

新設

K481 2 肋骨骨折観血的手術 4本以上 20,330点
改正

K481 1 肋骨骨折観血的手術 3本以下
10,330点（点データ置き）

K483 胸骨切除術、胸骨骨折観血手術
14,544点（←12,120点）

令和10年度診療報酬改定に向けた要望を依頼された。

14) 損保助成事業対象施設選考委員会

報告事項は特になし。

15) 国際委員会

森下幸治委員長より、2025年12月7日(日)17:00～18:00にDr. Kjersti Baksaas-Aasenの講習会を開催されたと報告された。今後も年に2回開催予定と報告された。

16) 会員制度検討委員会

船曳知弘委員長より、多職種の入会を増やす施策を検討すると報告された。

17) 広報・ICT委員会

原義明委員長より、学会ホームページリニューアルしたことを報告された。e医学に代わるシステムは次期

委員会に引き継ぐことを報告された。

18) マスギャザリングイベント対応委員会

報告事項は特になし。

19) インド外傷センター協力支援合同委員会

報告事項は特になし。

20) 外傷治療ガイドライン作成委員会

横堀将司委員長より、外傷治療ガイドライン10領域の進捗状況を報告された。一部の領域では論文化や外部投稿が進んでいると報告された。

第40回日本外傷学会総会中に対面での委員会を開催し、最終的な調整を図ることを報告された。

21) 国内外傷診療研修制度委員会

渡部広明担当理事より、国内外傷診療研修制度を利用した2名の報告書が学会誌に投稿準備中であることを報告された。

22) 院内救急救命士の業務検討委員会

森下幸治委員長より、委員案が提示され承認された。

8. 名誉会員・功労会員の推戴について

名誉会員として、加地正人理事（埼玉医科大学国際医療センター）、金子直之監事（深谷赤十字病院）、溝端康光理事（大阪公立大学大学院）、森村尚登監事（東洋大学）、功労会員として、石原論評議員（兵庫県災害医療センター）、河野元嗣評議員（筑波メディカルセンター病院）、高須朗評議員（大阪医科大学）、林靖之評議員（済生会千里病院）が推戴され理事会にて承認された。

10. 2026年度事業計画案審議

水島靖明庶務担当理事より、2026年度事業計画として、理事会・社員総会・会員総会の開催予定、日本外傷学会機関誌の発行予定、日本外傷学会ニュースレターの発行予定等について提案され、承認された。

11. 2026年度予算大綱審議

水島靖明庶務担当理事より、2026年度収支予算案について収入60,081,000円、支出67,299,000円が提案され、承認された。

12. 第39回日本外傷学会総会・学術集会の件

会期：2025年5月15日～5月16日

会場：有明セントラルタワーホール&カンファレンス

会長：原 義明（日本医科大学千葉北総病院救急救急センター）

原義明会長より、決算書を提示し承認された。

12. 第40回日本外傷学会総会・学術集会の件

会期：2026年6月11日(木)～6月12日(金)

会場：大宮ソニックシティ

会長：井口 浩一（埼玉医科大学総合医療センター高度救命救急センター）

井口浩一会長より、近日中にプログラムが公表されると報告された。

13. 第41回日本外傷学会総会・学術集会の件

会期：2027年5月27日(木)～5月28日(金)

会場：ビッグハート出雲，パルメイト出雲
会長：渡部 広明（島根大学医学部附属病院高度外傷
センター）

事会は対面開催することが承認された。

以上

15. その他

理事会の開催方式について，WEB では十分な議論が
できない可能性があるという意見があった。院内の業務等で
中座するケースもあることから，総会の前日と12月の理

議長 渡部 広明
議事録署名人 代表理事 渡部 広明
監事 金子 直之
監事 森村 尚登

一般社団法人日本外傷学会2026年度第1回定例理事会議事録

日 時：2026年6月10日（水） 12：00～14：00

会 場：大宮ソニックシティ ソニックシティビル 6階 602

出席理事：渡部 広明，井上 潤一，井上 貴昭，井口 浩一，加地 正人，船曳 知弘，水島 靖明，
森下 幸治，横堀 将司

出席監事：金子 直之

欠席理事：原 義明，溝端 康光

欠席監事：森村 尚登

1. 第40回日本外傷学会総会・学術集会の件

会期：2026年6月11日～6月12日

会場：大宮ソニックシティ

会長：井口 浩一（埼玉医科大学総合医療センター外
傷センター）

テーマ：「Harmony in Diversity」

井口浩一会長より，本学術集会の概要について報告が
あった。多職種連携を重視し，医師のみならず看護師，
救急救命士も含めたセッション構成としたことが説明さ
れた。また，委員会企画5題，他学会との合同セッショ
ン4題，シンポジウム3題，パネルディスカッション8
題，ワークショップ2題，教育講演20題を企画している
ことが報告された。

韓国外傷学会との合同セッションおよび看護師を含め
た国際交流企画の開催について説明があり，学術集会へ
の協力が要請された。

2. 2025年度第4回理事会議事録(案)の確認

渡部広明代表理事より議事録案について説明があり，
修正意見はなく原案どおり承認された。

3. 会務報告

水島靖明庶務担当理事より，2026年3月31日現在の会
員状況について報告があった。

- ・会員総数：2,228名
- ・前年同期比：57名増
- ・新入会者：6名
- ・申出退会者：43名
- ・受動退会候補者：89名

また，女性会員は全会員の約10%，女性評議員は7名

（約2.5%）であることが報告された。

4.

5. 2025年度事業報告

水島靖明庶務担当理事より，2025年度事業報告が行わ
れ，理事会，社員総会，学術集会，各種委員会活動，専
門医制度関連事業，外傷診療施設評価事業，外傷治療ガ
イドライン作成事業等について報告された。

6. 2025年度決算案審議

水島靖明庶務担当理事より，2025年度決算について説
明があり，公認会計士監査および監事監査において適正
であることが報告された。

主な内容は以下のとおりである。

- ・収入：約6,382万円
- ・支出：約7,437万円
- ・当期正味財産増減額：約▲1,055万円
- ・次期繰越額：約7,133万円

外傷治療ガイドライン作成事業や各委員会活動の活発
化に伴う支出増加による赤字決算であることが説明され
た。審議の結果，承認され，社員総会へ上程することと
なった。

7. 各種委員会報告および活動計画

1) 評議員選出委員会

報告事項は特になし。

2) 会則委員会

報告事項は特になし。

3) 編集委員会

渡部広明代表理事より，投稿論文数，採択状況，
J-STAGE アクセス数等について報告があった。

4) 用語委員会

報告事項は特になし。

5) トラウマレジストリー検討委員会

青木誠副委員長より、JTDB フィードバック機能構築プロジェクトについて報告があった。

- ・知財活用表彰事業研究費に採択
- ・静的レポートおよび動的レポート機能の構築を進行中
- ・AIS コーディング精度向上への活用を検討
- ・PATOS との連携を推進

また、AIS コーディングの品質管理や施設評価との連携について意見交換が行われた。

6) 外傷診療施設評価委員会

渡部広明委員長より、認定施設数が62施設となったことが報告された。

7) 外傷研修コース開発委員会

渡部広明代表理事より、JETEC コースの開催状況が報告され、インストラクター要件の整理を行ったことが説明された。

2025年度活動報告

第25回 日時：2025年6月22日(日)9:00～18:00

会場：国立国際医療センター

第26回 日時：2025年9月14日(日)9:00～18:00

会場：大阪けいさつ病院

第27回 日時：2025年12月21日(日)9:00～18:00

会場：大阪けいさつ病院

第28回 日時：2026年3月29日(日)9:00～17:30

会場：国立国際医療センター

8) 臓器損傷分類委員会

金子直之担当監事より、2026年改訂版作成の進捗報告があった。2027年度に冊子化し全会員へ配布する方針が承認された。

- ・共通事項・記載方法の整理
- ・図表の全面的な改訂
- ・方向損傷分類の新設

2027年度に冊子化し全会員へ配布する方針が承認された。

9) 倫理委員会

報告事項は特になし。

10) 利益相反管理委員会

井口浩一委員長より、利益相反指針施行細則改正案が提案された。

特定委員会委員の利益相反申告について、下記の通りとする改正案が承認された。

- ・就任時：過去3年間
- ・以後毎年：前年1年間

11) 多施設臨床研究委員会

報告事項は特になし。

12) 専門医制度委員会

船曳知弘委員長より、専門医制度改革案について説明があった。

- ・現行専門医を将来的に「指導医」と位置付ける方針
- ・新専門医制度を創設
- ・2027年秋申請開始、2028年試験実施を目標

審議の結果、基本方針が承認された。

12-1) 研修カリキュラム委員会

井上潤一委員長より、新カリキュラム案について報告があった。

12-2) 専門医認定委員会

金子直之担当監事より、専門医認定事業の現況について報告があった。

12-3) 資格試験作成委員会

報告事項は特になし。

12-4) 専門医研修施設認定委員会

報告事項は特になし。

12-5) 指導医制度委員会（仮称）

船曳知弘委員長より、専門医制度改革と連携して制度設計を進めることが報告された。

13) 保険委員会

報告事項は特になし。

14) 損保助成金事業対象施設選考委員会

報告事項は特になし。

15) 国際委員会

報告事項は特になし。

16) 会員制度検討委員会

報告事項は特になし。

17) 広報・ICT委員会

原義明委員長より、ホームページ更新状況等について報告があった。

18) マスギャザリングイベント対応委員会

井上潤一委員長より、活動状況について報告があった。

19) インド外傷センター協力支援合同委員会

報告事項は特になし。

20) 外傷治療ガイドライン作成委員会

渡部広明代表理事より、進捗状況が報告された。

21) 国内外傷診療研修制度委員会

報告事項は特になし。

22) 改訂第7版外傷初期診療ガイドライン JATEC 編集委員会

井上貴昭委員長より、編集委員会を立ち上げ、2年後の発刊を目標に作業を進めることが報告された。

23) 院内救急救命士の業務検討委員会

報告事項は特になし。

8. 2026年度事業計画案審議

水島靖明庶務担当理事より、理事会・社員総会・会員総会の開催予定、日本外傷学会機関誌(オンラインジャーナル)の発行予定、日本外傷学会ニュースレターの発行

予定等が提案され、承認された。引き続き社員総会に提案されることになった。

9. 2026年度予算大綱審議

水島靖明庶務担当理事より、-7,718,000円の赤字予算となる2026年度収支予算案が提案され、承認された。引き続き社員総会に提案されることになった。

10. 第41回日本外傷学会総会・学術集会の件

会期：2027年5月27日～5月28日

会場：ビッグハート出雲、パルメイトホール

会長：渡部 広明（島根大学医学部附属病院高度外傷センター）

テーマ：外傷診療の未来をつくる

11. 第42回日本外傷学会総会・学術集会の件

会期：2028年5月31日～6月1日

会場：ナレჯキャピタルコングレコンベンションセンター

会長：水島 靖明（大阪けいさつ病院ER・救命救急科）

12. 次期役員の選任

渡部広明代表理事より、理事監事の立候補者が定数内であったことが報告され、審議の結果、承認された。引き続き社員総会に提案されることになった。

13. その他

1) 「外傷センター設置検討委員会（仮称）」の立ち上げについて

関係学会および行政を含めたオールジャパン体制での検討を行う方針が提案され、承認された。

2) 学会英語名称の件

パブリックコメント結果が報告され、継続審議とした。
以上

議長 渡部 広明

議事録署名人 代表理事 渡部 広明

監事 金子 直之

一般社団法人日本外傷学会2026年度定時社員総会議事録

日 時：2026年6月10日（水） 14：30～16：30

会 場：大宮ソニックシティ ソニックシティホール2階 小ホール

渡部広明代表理事から、社員総数200名のうち、社員155名（委任状による者47名含む）が出席し、本会議が成立したことが報告された（定款25条）。代表理事が議長を務め、以下の議案審議および決議をした（定款27条）。また、議事録を議長が作成し、作成に係わる職務を行った理事が記名・捺印することが確認された（定款28条）。

1. 第40回日本外傷学会総会・学術集会の報告

第40回日本外傷学会総会・学術集会について井口浩一会長より、第40回日本外傷学会総会・学術集会の開催について報告がなされた。

2. 2025年度事業報告

1) 2025年3月31日現在の会員数について

名誉会員35名、功労会員18名、正会員数2,175名（うち評議員200名）、新入会164名、申出退会66名、自動退会47名、逝去2名、名誉・功労会員への区分変更5名

2) 理事会、社員総会、会員総会、各種委員会の会議開催について

3) 第39回日本外傷学会学術集会開催、JETEC コースの開催、機関誌・ニュースレターの発行、専門医・専門医研修施設の認定、診療施設評価の新規認定、NPO 法人日本外傷診療研究機構との事業協力（JATEC コース、JATEC インストラクターコース、日本外傷データバンク）、損保助成金事業対象施設

選考への協力、広報活動、日本医学会への加盟申請、外保連への加盟申請

3. 2025年度決算案審議

水島靖明庶務担当理事から2025年度収支決算案について、当期収支差額が10,555,622円の赤字で、次期繰越金が71,336,850円となったことが報告された。続いて、金子直之監事より会計監査の結果、収支計算書、貸借対照表、財産目録について、いずれも適正に処理されているとの報告がなされた。協議の結果、異議なく承認された。

4-1. 評議員選出委員会

渡部広明代表理事より、165名の次期評議員候補者全員が承認されたことが報告された。

4-2. 会則委員会

井上貴昭委員長より、大きな変更事項はなく、今後の制度改正への対応について報告がなされた。

4-3. 編集委員会

佐々木淳一委員長より、2025年の投稿論文数・現況、第40巻1～4号掲載予定数（オンラインジャーナル；

J-STAGE)、J-STAGE へのアクセス統計、投稿論文種目別採択状況、投稿論文受付から採用・不採用までの期間等について報告された。

4-4. 用語委員会

井上貴昭委員長より、日本外傷学会用語集改訂第4版の作成状況について報告があった。2025年2月より改訂作業を開始し、JATEC 第6版、JETEC 第3版、ACS 認定外科テキスト等から約4,000語を抽出した。今後は重複用語や関連学会用語集との整合性を確認しながら編集作業を進め、用語集の充実を図る方針が示された。

4-5. トラウマレジストリー検討委員会

加地正人担当理事より、JTDBの発展に向けた活動状況が報告された。JTDBとPATOSとのMOU締結が承認され、倫理審査を経てデータ連携準備が進められている。また、JTDB登録データのMAX AIS自動算出機能の構築やデータクレンジング業務の効率化を実施した。あわせて、AIS Coding Seminarを年2回開催し、登録データの質向上に努めていることが報告された。

4-6. 外傷診療施設評価委員会

渡部広明委員長より、2025年度申請は16施設からの受審申請があり、14施設認定したこと、現在認定施設は62施設となり、制度が順調に運営されていることが報告された。

4-7. 外傷研修コース開発委員会

渡部広明代表理事より、2025年度のJETECコースの開催状況と2026年度のJETECコースの開催予定について報告された。

4-8. 臓器損傷分類委員会

金子直之担当監事より、2025年度は計5回の対面会議を開催し、臓器損傷分類2026の策定作業を進めたことが報告された。策定した臓器損傷分類2026は理事会へ提出済みであり、第40回日本外傷学会学術集では委員会企画セッションを設け、素案に関するディスカッションを行う予定であることが報告された。

4-9. 倫理委員会

報告事項は特になし。

4-10. 利益相反管理委員会

井口浩一委員長より医学研究に関する利益相反管理指針の施行細則の改訂を行い、承認された。

4-11. 多施設臨床研究委員会

報告事項は特になし。

4-12. 専門医制度委員会

船曳知弘委員長より、専門医制度改定案について報告された。外傷診療の質向上と専門医機構を見据えた制度整備を目的として、外傷専門医制度の抜本的な見直しを進めていることが報告された。現行の専門医は将来的に指導医として位置付け、新たに外傷専門医を創設する方針であり、2028年度の第1回認定開始を目標として準備を進めている。移行期間中は現専門医を暫定指導医とし

て扱い、AIS コーディング等に関するeラーニングの導入を検討する。今後は専門医・指導医の認定要件やカリキュラムの整備を進め、新制度への円滑な移行を目指すことが説明された。

4-12-1. 研修カリキュラム委員会

井上潤一委員長より、新たな専門医制度に向けた外傷専門医カリキュラム(案)が報告された。専門的蘇生手技や外傷診療のコーディネート能力を重視し、経験症例数や手技要件を初期診療に重点化して整理・簡素化する方針が示された。あわせて、講習会受講要件や学術実績要件の見直しを行い、外傷専門医の育成促進と制度の実効性向上を目指すことが報告された。

4-12-2. 専門医認定委員会

伊澤祥光委員長より、第18回専門医新規認定審査結果について、申請者15名のうち、合格者は13名であり、合格率は87%であったことが報告された。また、第13回専門医更新認定審査については、更新対象者51名のうち、更新40名、保留5名、猶予2名、辞退4名であった。

4-12-3. 資格試験作成委員会

報告事項は特になし。

4-12-4. 専門医研修施設認定委員会

水島靖明委員長より、2025年度に申請のあった専門医研修施設 新規4施設について、2施設を認定したことが報告された。また、更新対象施設は54施設であり、49施設が認定された。

4-13. 保険委員会

井口浩一委員長より、令和8年度診療報酬改定において本体部分が+3.09%となり、1996年度以来30年ぶりの3%台の大幅改定となったことが報告された。新設要望では肋骨骨折観血的整復固定術(4本以上)が採択され、胸骨骨折観血的整復固定術についても点数が増額された。あわせて、令和10年度診療報酬改定に向けた要望項目アンケートを9月30日締切で実施する予定であることが報告された。

4-14. 損保助成金事業対象施設選考委員会

報告事項は特になし。

4-15. 国際委員会

渡部広明代表理事より、韓国外傷学会との共同セッションやPan-Pacific Trauma Congressへの参加など、国際交流活動の予定が報告された。2026年度は国際委員会主催 Webinarを年2回程度開催する予定である。さらに、欧州外傷救急外科学会(ESTES)から、2027年大会において日本外傷学会をGuest Nationとして招待し、合同セッションやワークショップ開催に向けた協議を進めることが報告された。

4-16. 会員制度検討委員会

報告事項は特になし。

4-17. 広報・ICT委員会

報告事項は特になし。

4-18. マスギャザリングイベント対応委員会

報告事項は特になし。

4-19. インド外傷センター協力支援合同委員会

報告事項は特になし。

4-20. 外傷治療ガイドライン作成委員会

渡部広明代表理事より、外傷診療ガイドライン作成委員会より、日本版外傷診療ガイドライン作成事業の進捗が報告された。10領域・計28のクリニカルクエッション(CQ)について、文献検索、システマティックレビュー、GRADE 評価、本文草案作成等が各タスクフォースで進行している。現時点でCQはすべて確定しており、一部領域では推奨案作成や論文文化の準備段階に入っている。今後は推奨決定会議を経て順次学会誌への掲載を進め、日本の実情に即した外傷診療ガイドラインの策定を目指す。

4-21. 国内外傷診療研修制度委員会

永嶋太委員長より、若手外傷医の育成と施設間交流を目的とした研修制度の運用状況が報告された。2025年度は初年度として2名が研修を修了し、外傷診療体制や教育システム等の学習成果を自施設へ還元した。2026年度は応募資格や助成制度を見直し、募集人数を最大5名へ拡大するとともに、広報強化による応募促進を図る方針が示された。今後は受け入れ施設へのインセンティブ付与などを検討し、制度のさらなる発展を目指す。

4-22. 改訂第7版外傷初期診療ガイドライン(JATEC)編集委員会

井上貴昭委員長より、改訂第7版外傷初期診療ガイドライン(JATEC)編集委員会が発足し、2026年4月にキックオフミーティング、6月に第1回編集委員会を開催した。第7版は現行第6版を基盤として改訂を行い、外傷診療ガイドライン作成事業の成果やATLS第11版の内容を反映する方針である。2028年6月の日本外傷学会学術集会に合わせて発刊する予定であり、今後編集作業を進めていくことが報告された。

4-23. 院内救急救命士業務検討委員会

渡部広明代表理事より、院内救急救命士の業務検討委員会の設置が報告され、救急救命士および医師で構成する委員体制が示された。今後、病院内で活動する救急救命士の業務実態調査や院内教育プログラムの開発を進めるとともに、学術集会での院内救急救命士セッション等の企画を検討する方針が報告された。

5. 2026年度事業計画案審議

水島靖明庶務担当理事より2026年度事業計画案が提示され、異議なく承認された。

1. 理事会、社員総会、会員総会の開催
2. 日本外傷学会機関誌(オンラインジャーナル)の発行
40巻2号, 3号, 4号, 41巻1号(オンラインジャーナル)

3. 日本外傷学会ニュースレターの発行(年3回)

4. 定款に掲げる目的を達成させるために必要な事業
5. 専門医・専門医研修施設の新規認定
6. 専門医・専門医研修施設の更新認定
7. 外傷診療機能評価の新規認定
8. 国内外傷診療研修制度
9. 損保助成金事業対象施設選考への協力
10. 日本医学会への加盟申請
11. その他

また、渡部広明代表理事より、「国内外傷診療研修制度」について説明された。また、同制度の運用にあたり、委員会が発足したことが述べられた。

6. 2026年度予算大綱審議

水島靖明庶務担当理事より当期収支差額を-7,718,000円とする2026年度予算案が提示され、異議なく承認された。

7. 名誉・功労会員の推戴について

渡部広明代表理事より報告された。名誉会員4名、功労会員4名が推戴され、満場一致で承認された。

【名誉会員】

- ・加地 正人先生(埼玉医科大学国際医療センター)
- ・金子 直之先生(深谷赤十字病院救命救急センター)
- ・溝端 康光先生(泉大津急性期メディカルセンター)
- ・森村 尚登先生(東洋大学情報連携学部)

【功労会員】

- ・石原 諭先生(兵庫県災害医療センター)
- ・河野 元嗣先生(筑波メディカルセンター病院救命救急センター)
- ・高須 朗先生(大阪医科薬科大学救急医学教室)
- ・林 靖之先生(済生会千里病院千里救命救急センター)

8. 第41回日本外傷学会総会・学術集会の準備状況

渡部広明次期会長より、来年の学術集会の予定が報告された。

会長：渡部 広明(鳥根大学医学部附属病院高度外傷センター(Acute Care Surgery 講座)教授)

会期：2027年5月27日～5月28日

会場：ビッグハート出雲・パルメイトホール

テーマ：外傷診療の未来をつくる

9. 第42回日本外傷学会総会・学術集会(次々期)会長選出

渡部広明代表理事より、理事会の総意として2028年開催の第42回日本外傷学会総会・学術集会会長として水島靖明先生(大阪けいさつ病院ER・救命救急科)が推薦され、満場一致で承認された。

10. 次期役員の選出

渡部広明代表理事より選挙理事、非選挙理事、監事について下記15名が提案され、満場一致で承認された。

選挙理事（立候補届 届け出順）

- 1. 清水 正幸（済生会横浜市東部病院救急科）
- 2. 中尾 彰太（りんくう総合医療センター大阪府泉州救命救急センター）
- 3. 佐々木 亮（国立国際医療センター救命救急センター・救急科）
- 4. 永嶋 太（公立豊岡病院組合立豊岡病院但馬救命救急センター）
- 5. 黒住 健人（帝京大学医学部附属病院救急医学講座，外傷センター）
- 6. 原 義明（日本医科大学千葉北総病院救命救急センター）
- 7. 森下 幸治（東京科学大学救命救急センター）
- 8. 井上 潤一（日本医科大学武蔵小杉病院救命救急センター）
- 9. 井上 貴昭（筑波大学医学医療系救急・集中治療医学）

10. 横堀 将司（日本医科大学付属病院高度救命救急センター）

非選挙理事

- 1. 渡部 広明 第41回会長（島根大学医学部附属病院高度外傷センター）
- 2. 水島 靖明 第42回会長（大阪警察病院）
- 3. 船曳 知弘 庶務担当理事（藤田医科大学救急科）

監事（立候補届 届け出順）

- 1. 伊澤 祥光（自治医科大学）
- 2. 奈良 理（手稲溪仁会病院救命救急センター）

11. その他
特になし。

以上

議事録作成人：渡部 広明
議長：渡部 広明

一般社団法人日本外傷学会2026年度第 2 回定例理事会議事録

日 時：2026年 6 月11日（木） 12：20～13：20
会 場：大宮ソニックシティ ソニックシティビル 7 階 701
出席理事：井上 潤一，井上 貴昭，黒住 健人，佐々木 亮，清水 正幸，中尾 彰太，永嶋 太，
原 義明，船曳 知弘，水島 靖明，森下 幸治，渡部 広明
出席監事：伊澤 祥光，奈良 理
欠席理事：横堀 将司

1. 代表理事の選任

日本外傷学会定款施行細則第34条より，代表理事の選出にあたり水島靖明理事が議長を務めた。協議の結果，渡部広明理事が代表理事を継続することとなった。また，理事・監事より挨拶が述べられた。

選挙理事	氏 名	所 属
	井上 潤一	日本医科大学武蔵小杉病院救命救急科
	井上 貴昭	筑波大学医学医療系救急・集中治療医学
	黒住 健人	帝京大学医学部救急医学講座，外傷センター
	佐々木 亮	国立国際医療センター救命救急センター・救急科
	清水 正幸	済生会横浜市東部病院救急科
	中尾 彰太	りんくう総合医療センター・大阪府泉州救命救急センター

選挙理事	氏 名	所 属
	永嶋 太	公立豊岡病院組合立豊岡病院但馬救命救急センター
	原 義明	日本医科大学千葉北総病院救命救急センター
	森下 幸治	東京科学大学救命救急センター
非選挙理事	横堀 将司	日本医科大学大学院医学研究科救急医学分野
	氏 名	所 属
	渡部 広明 （第41回会長） （代表理事）	島根大学医学部附属病院高度外傷センター
	水島 靖明 （第42回会長）	大阪警察病院
	船曳 知弘	藤田医科大学病院高度救命救急センター

監事	氏 名	所 属
	伊澤 祥光	自治医科大学
	奈良 理	手稲溪仁会病院救命救急センター

2. 事業計画の確認

渡部広明代表理事より、2026年度事業計画が報告された。

3. 委員会活動について

渡部広明代表理事より、委員長・担当理事の選任案が示され、協議の結果、下記のように決定した。また、空欄の委員長は現在の委員から決めるよう担当理事から伝えることになった。

委員会名	委員長	担当理事 / 監事
評議員選出	清水 正幸	-
会則	井上 貴昭	-
編集	佐々木淳一	黒住 健人
用語	井上 貴昭	-
トラウマレジストリー検討	阪本雄一郎	佐々木 亮
外傷診療施設評価	渡部 広明	-
外傷研修コース開発	横堀 将司	-
臓器損傷分類	葉 季久雄	清水 正幸
倫理	【委員の中から決定】	原 義明
利益相反管理	【委員の中から決定】	原 義明
保険	井口 浩一	黒住 健人
損保助成金事業対象施設選考	諸江 雄太	井上 貴昭
国際	森下 幸治	-
専門医制度	船曳 知弘	-
研修カリキュラム	井上 潤一	-
資格試験作成	吉村 有矢	渡部 広明
専門医認定	伊澤 祥光	-
専門医研修施設認定	水島 靖明	-
広報・ICT	【委員の中から決定】	佐々木 亮
多施設臨床研究	田上 隆	森下 幸治

委員会名	委員長	担当理事 / 監事
マスギャザリングイベント対応	井上 潤一	-
会員制度検討	船曳 知弘	-
インド外傷センター協力支援合同委員会	横堀 将司	-
外傷治療ガイドライン作成委員会	横堀 将司	-
国内外傷診療研修制度	永嶋 太	-
JATEC 改訂第7版編集	織田 順	井上 貴昭
院内救急救命士の業務検討	森下 幸治	-
【新設】教育	永嶋 太	-
【新設】指導医制度	船曳 知弘	-
【新設】外傷センター設置推進合同	中尾 彰太	渡部 広明

4. その他

委員会メンバーの長期固定化により、委員の任期を3期（6年）までとする規約改正を実施し、段階的な世代交代を促進する制度を導入することを進めるべく今後の検討課題とした。

前期の主要な成果として、JATEC 第7版の発行決定、外傷データベースの運営継続、専門医制度の大幅な改革が挙げられた。また、日本医学会への加盟申請が継続的な課題として残っており、コネクション不足が障壁となっていることが明らかになった。

5. 次回理事会予定

渡部広明代表理事より、従来のWEB中心の理事会運営から、対面開催を基本とする方式への変更が決定された。新メンバーの意思疎通促進と活発な議論を目的としている。

以上

議長 渡部 広明
議事録署名人 代表理事 渡部 広明
監事 伊澤 祥光
監事 奈良 理

一般社団法人日本外傷学会 2025年度収支決算書
(2025年4月1日～2026年3月31日)

(単位：円)

収入の部	2024年度	2025年度		
	決算	予算	決算	差異(決算-予算)
会費収入	21,380,000	21,300,000	21,810,000	510,000
事業収入	51,999,141	43,650,000	41,643,516	-2,006,484
雑収入	221,918	200,000	352,197	152,197
利息収入	255	1,000	15,907	14,907
収入小計	73,601,314	65,151,000	63,821,620	-1,329,380

支出の部	2024年度	2025年度		
	決算	予算	決算	差異(決算-予算)
事業費	63,384,651	81,975,000	67,513,654	-14,461,346
機関誌発行費	10,493,610	9,080,000	5,840,419	-3,239,581
学術集会関係費	36,087,703	33,800,000	33,306,806	-493,194
ホームページ事業費	586,630	14,500,000	2,875,730	-11,624,270
専門医事業費	3,198,853	3,425,000	3,645,665	220,665
外傷診療施設機能評価関係費	715,000	1,970,000	5,154,789	3,184,789
委員会費(会議費,旅費)	9,140,585	15,500,000	12,936,619	-2,563,381
e医学会事業費	1,762,270	1,700,000	1,753,626	53,626
援助金(NPO法人日本外傷診療研究機構へ)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0
専門医機構費	0	0	0	0
外保連年会費	400,000	400,000	400,000	0
補助金(DSTC/DATC-Japanコースへ)	0	600,000	600,000	600,000
管理費	7,598,050	7,900,000	6,863,588	-1,036,412
理事会費	112,980	500,000	67,108	-432,892
会議費	222,856	200,000	3,872	-196,128
業務委託費(事務局委託費,業務委託費)	3,646,500	3,700,000	3,668,500	-31,500
通信費・雑費	3,108,614	3,000,000	2,684,108	-315,892
報酬料(公認会計士,司法書士等)	507,100	500,000	440,000	-60,000
租税公課	570,600	370,000	0	-370,000
予備費	0	1,000,000	0	-1,000,000
支出小計	71,553,301	91,245,000	74,377,242	-16,867,758
当期収支差額	2,048,013	-26,094,000	-10,555,622	15,538,378
前期繰越金	79,844,459	81,892,472	81,892,472	0
次期繰越金	81,892,472	55,798,472	71,336,850	15,538,378

一般社団法人日本外傷学会 2025年度損益計算書
(2025年4月1日～2026年3月31日)

(単位：円)

科 目	決算額
会費収入	21,810,000
事業収入	41,643,516
寄付金収入	0
雑収入	352,197
利息収入	15,907
経常収益計	63,821,620
事業費	67,513,654
機関誌発行費	5,840,419
学術集会関係費	33,306,806
ホームページ事業費	2,875,730
専門医認定事業費	3,645,665
外傷診療施設機能評価関係費	5,154,789
委員会費(会議費,旅費)	12,936,619
e医学会事業費	1,753,626
援助金(NPO法人日本外傷診療研究機構へ)	1,000,000
外保連年会費	400,000
補助金	600,000
管理費	6,863,588
理事会費	67,108
会議費	3,872
業務委託費(事務局委託費,業務委託費)	3,668,500
通信費・雑費	2,684,108
報酬料(公認会計士,司法書士等)	440,000
租税公課	0
経常費用計	74,377,242
当期一般正味財産増減額	△10,555,622
一般正味財産期首残高	81,892,472
一般正味財産期末残高	71,336,850

収支計算書に対する注記

- 重要な会計方針
 - 資金の範囲
流動資産および流動負債である。
 - 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込み処理によっている。
- 繰越金(繰越収支差額)の内訳

(単位：円)

科 目	当期末残高	前期末残高
現金	16,169	36,811
郵便振替	812,333	11,974,509
普通預金	40,202,473	44,883,144
定期預金	25,041,991	25,026,084
未収会費	430,000	0
未収金	1,853,000	1,530,000
前払金	4,200,000	0
前払費用	792,000	0
合 計	73,347,966	83,450,548
未払金	1,521,116	537,076
前受会費	420,000	481,000
預り金	10,000	10,000
仮受金	60,000	30,000
未払消費税等	0	500,000
合 計	2,011,116	3,063,800
繰越金(繰越収支差額)	71,336,850	79,844,459

一般社団法人日本外傷学会 貸借対照表
(2026年 3 月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
流動資産		流動負債	
現金	16,169	未払金	1,521,116
郵便振替	812,333	前受会費	420,000
普通預金	40,202,473	預り金	10,000
定期預金	25,041,991	仮受金	60,000
未収会費	430,000		
未収金	1,853,000		
前払金	4,200,000	未払消費税等	
前払費用	792,000		
流動資産合計	73,347,966	流動負債合計	2,011,116
		III 正味財産の部	
		次期繰越金	71,336,850
		正味財産合計	71,336,850
資産合計	73,347,966	負債・正味財産合計	73,347,966

一般社団法人日本外傷学会 財産目録
(2026年 3 月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
〔流動資産〕			
現金	16,169		
郵便振替	812,333		
普通預金（三菱 UFJ 銀行）	40,202,473		
定期預金（三菱 UFJ 銀行）	15,041,991		
定額貯金（郵便貯金）	10,000,000		
未収会費	430,000		
コンビニ決済 3 月分(2023正 3 件, 2024正 9 件, 2025正31件)			
未収金	1,853,000		
2024専門医更新登録料30,000円× 1 件 (30,000円)			
2025専門医研修施設更新登録料40,000円× 1 件(40,000円)			
2025専門医認定登録料30,000円×15件 (450,000円)			
2025専門医更新登録料30,000円×40件 (1,200,000円)			
2025年度消費税還付金 (133,000円)			
前払金	4,200,000		
第40回学術集会補助金 (3,800,000円)			
外保連年会費 (400,000円)			
前払費用	792,000		
ホームページ保守費用 (792,000円)			
【流動資産合計】		73,347,966	
【資産合計】			73,347,966
II 負債の部			
〔流動負債〕			
未払金	1,521,116		
会計士報酬			
第28回 JETEC 関連費用, 外傷診療施設評価費用, 専門医関連費用他			
前受会費	420,000		
2026正33/ 評 1 件, 2027正 6 件			
預り金	10,000		
2024年度専門医審査料（更新）過払い金 1 件			
仮受金	60,000		
1 月不明入金 1 件, 2 月不明入金 1 件, 3 月不明入金 1 件			
未払消費税	0		
期末納付概算計上額			
【流動負債合計】		2,011,116	
【負債合計】			2,011,116
正味財産合計			71,336,850

確認書

2026 年 5 月 27 日

一般社団法人日本外傷学会
代表理事 渡部 広明 殿

馬目公認会計士事務所

公認会計士・税理士

馬目利昭 

1. 方法と概要

私は、一般社団法人日本外傷学会の 2025 年度（2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで）の財務諸表、すなわち、収支決算書、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及び財産目録について、会計帳簿、会計伝票、原資証憑等を閲覧し、役職員への質問等の手続を行い、決算内容を吟味し、様式、表示等の確認を実施しました。

2. 意見

確認の結果、私は、一般社団法人日本外傷学会の会計帳簿等と上記財務諸表等の数値は整合しており、財務諸表の様式、表示等に関して、公益法人会計基準に準拠し、重要な点で問題はないものと判断しました。

以上

監事監査報告書

一般社団法人 日本外傷学会
代表理事 渡部 広明 殿

一般社団法人 日本外傷学会の 2025 年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）決算にあたり、別添の事業報告書、収支計算書、貸借対照表に関する議案及び財産目録について監査した結果、いずれも適正であることを認めます。

2026 年 6 月 10 日

監事

金子直之 

監事

藤村尚武 

一般社団法人日本外傷学会 2026年度予算案
(2026年4月1日～2027年3月31日)

(単位：円)

収入の部	2025年度		2026年度
	予算	決算	予算案
会費収入	21,300,000	21,810,000	21,100,000
事業収入	43,650,000	41,643,516	38,780,000
雑収入	200,000	352,197	200,000
利息収入	1,000	15,907	1,000
収入小計	65,151,000	63,821,620	60,081,000

支出の部	2025年度		2026年度
	予算	決算	予算案
事業費	81,975,000	67,513,654	58,849,000
機関誌発行費	9,080,000	5,840,419	5,000,000
学術集会関係費	33,800,000	33,306,806	29,800,000
ホームページ事業費	14,500,000	2,875,730	1,500,000
専門医事業費	3,425,000	3,645,665	3,189,000
外傷診療施設機能評価	1,970,000	5,154,789	1,710,000
委員会費（会議費，旅費）	15,500,000	12,936,619	13,950,000
e 医学会事業費	1,700,000	1,753,626	1,700,000
援助金（NPO 法人日本外傷診療研究機構へ）	1,000,000	1,000,000	1,000,000
専門医機構費	0	0	0
外保連年会費	400,000	400,000	400,000
補助金(DSTC/DATC-Japan コースへ)	600,000	600,000	600,000
管理費	7,900,000	6,863,588	7,650,000
理事会費	500,000	67,108	500,000
会議費	200,000	3,872	200,000
業務委託費（事務局委託費，業務委託費）	3,700,000	3,668,500	3,700,000
通信費・雑費	3,000,000	2,684,108	2,750,000
報酬料（公認会計士，司法書士等）	500,000	440,000	500,000
租税公課	370,000	0	300,000
予備費	1,000,000	0	1,000,000
支出小計	91,245,000	74,377,242	67,799,000
当期収支差額	-26,094,000	-10,555,622	-7,718,000
前期繰越金	81,892,472	81,892,472	71,336,850
次期繰越金	55,798,472	71,336,850	63,618,850

論文を投稿される方へ

日本外傷学会雑誌へ投稿される論文はすべて、編集委員長がその論文の内容から適切と考え、ご依頼申し上げる3名の査読者により厳正に審査されます。審査の過程で著者と査読者の間で数回の文書の往復があるのは通常のことです。しかし、もし著者の主張と査読者の主張がどうしても相容れない場合は、本誌編集委員会は「編集委員長へのアピール」として著者の主張を受け付けることにいたしました。その際は、「日本外傷学会編集委員会委員長へのアピール」と明記のうえ、主張されるところを本学会事務局へメールまたは郵送にてお送りください。

一般社団法人 日本外傷学会
編集委員会委員長 佐々木淳一

事務局からのお知らせ

【年会費について】

年会費はその年度内にお納めいただけますようお願いいたします。なお、2年間滞納しますと自動退会となります。

【住所変更について】

住所変更フォームよりお申し込みください。

<https://x.gd/53EJK>



※フォームをご利用になれない場合は事務局までご連絡ください。

1. 会員番号は本会からの郵便物宛名の下のアルファベット-4桁の数字（例、K-0246）となります。
2. 氏名、勤務先、自宅連絡先は省略せず、正確にご記入ください。

【バックナンバー販売について】

日本外傷研究会誌および日本外傷学会雑誌のバックナンバーの購入をご希望の方は、日本外傷学会事務局にお申し込みください。在庫がある場合は販売いたします。定価2,200円（本体2,000円＋税10%）です。

上記事項のお問い合わせは、日本外傷学会事務局までお願いいたします。

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-4-12

新宿ラムダックスビル

(株)春恒社 学会事業部内

TEL 03-5291-6259 FAX 03-5291-2176

E-mail jast@shunkosha.com

URL <https://www.jast-hp.org/>

日本外傷学会 入会のご案内

1. 入会フォームよりお申し込みください。
<https://mypage.sasj2.net/site/jast/signup>



2. **年会費：10,000円**
以下の口座まで会費の納入をお願い申し上げます。

ゆうちょ銀行 00160-8-412578

その他銀行 ゆうちょ銀行 〇一九（ゼロイチキユウ）店
当座 0412578

口座名義 一般社団法人日本外傷学会
(シヤ) ニホンガ イショウカ ッカイ

※個人の特定のため、お振込み名義は入会申込者名（フルネーム）としてください。

※当学会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までです。

例えば3月に入会した場合、3月は本年度の年会費をご納入いただき、4月以降、次年度の年会費を新たにご納入いただくことになります。

評議員や専門医への申請の際、会員歴を審査の対象とする点をご考慮の上、ご入会くださいますようお願い申し上げます。

※年会費納入をもって正式入会となり、お納めいただいた日が「入会日」となります。

日本外傷学会ニュースレター

October 2026 No.39

2026年10月20日発行

編集兼発行 一般社団法人 日本外傷学会

〒169-0072 東京都新宿区大久保 2-4-12

新宿ラムダックスビル

株式会社春恒社 学会事業部内

TEL : 03-5291-6259 FAX : 03-5291-2176

E-mail : jast@shunkosha.com

URL : <https://www.jast-hp.org/>

日本外傷学会雑誌40巻 4 号（オンラインジャーナル） 発行のお知らせ

2026年10月20日に、日本外傷学会雑誌40巻 4 号（Journal of the Japanese Association for the Surgery of Trauma, Vol.40, No.4）が、オンラインジャーナルとして J-STAGE（科学技術情報発信・流通総合システム；独立行政法人科学技術振興機構）に公開されました。

J-STAGE へ掲載された論文は会員以外の方にも閲覧可能となっております。今後はより多くの臨床医・医学研究者の方が本学会雑誌の論文を目にすることになりますので、益々多くの論文をご投稿くださいますようお願い申し上げます。

〔日本外傷学会雑誌オンラインジャーナル〕

<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/jjast/-char/ja/>

一般社団法人 日本外傷学会
編集委員会委員長 佐々木淳一

目 次

症例報告

鈍的外傷による小児外傷性腹壁ヘルニア Dennis 分類 Grade VI の 1 例

…………… 横浜市立大学附属市民総合医療センター高度救命救急センター 坂口 裕介, 他…337
浅大腿動脈損傷による院外心停止に対して Temporary Intravascular Shunt を行い救命と救肢を達成し
得た 1 例

…………… 八戸市立市民病院救命救急センター 十倉 知久, 他…342
術前 CT 評価により経胸腔的な遺残成傷器除去が有用であった Zone I 穿通性頸部外傷の 1 例

…………… 県立広島病院呼吸器外科 井上 聡, 他…347
再建皮弁・植皮部に生じたデグロービング損傷に対して段階的デブリードマンと RECELL® を併用した
分層植皮術を施行した 1 例

…………… 独立行政法人労働者健康安全機構関西労災病院救命救急科 近藤隆太郎, 他…352